

# 令和7年度第2回東京都入札監視委員会

- 日時：令和7年11月17日（月） 10時30分から12時00分まで
- 会場：東京都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N2

## ○ 次 第

1 開会

2 出席者の確認

3 資料の説明

4 議事進行の説明

5 議題

<公開>

(1) 令和7年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果（定例案件）について

(2) 令和7年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果（定例案件）について

<非公開>

(3) 令和7年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果（談合情報処理案件）  
について

(4) 令和7年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果（談合情報処理案件）  
について

6 閉会

# 令和7年度 第2回東京都入札監視委員会 資料一覧

1 出席者の確認	令和7年度第2回東京都入札監視委員会出席者	(資料1)
2 議題		
(1) 令和7年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果 (定例案件)について	・定例対象案件の抽出方法及び件名等について ・結果	(議案1) (別紙1-1) (概要)
(2) 令和7年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果 (定例案件)について	・定例対象案件の抽出方法及び件名等について ・結果	(議案2) (別紙2-1) (概要)
(3) 令和7年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果 (談合情報処理案件)について	・結果	(議案3) (概要)
(4) 令和7年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果 (談合情報処理案件)について	・結果	(議案4) (概要)

## 令和 7 年度第 2 回東京都入札監視委員会出席者

### 委員会構成員

(五十音順・敬称略)

委員長	公認会計士（公認会計士・税理士 竹内事務所）	竹 内 啓 博
委 員	弁護士（秋法律事務所）	秋 山 一 弘
委 員	株式会社クロト・パートナーズ代表取締役	石 橋 哲
委 員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小 見 康 夫
委 員	公認会計士（片桐春美公認会計士事務所）	片 桐 春 美
委 員	弁護士（株式会社 LegalOn Technologies）	柄 澤 愛 子
委 員	横浜市立大学国際商学部国際商学科教授	黒 木 淳
委 員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授	斉 藤 徹 史
委 員	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	堀 田 昌 英
委 員	弁護士（安西法律事務所）	本 田 敦 子
委 員	弁護士（東京国際法律事務所）	松 本 はるか

### 都側職員

財務局 経理部長	稻 垣 敦 子
財務局 契約調整担当部長	須 藤 哲
財務局 経理部 契約調整担当課長	東 川 直 史
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	米 倉 進
財務局 経理部 電子調達担当課長	鵜 澤 友 行
財務局 経理部 契約第一課長	高 橋 暢 明

## 東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和 7 年 11 月 17 日（月）	議 案 番 号	1
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和 7 年度東京都入札監視委員会第 1 回第一監視部会結果 (定例案件) について		
報 告 事 項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>(1) 対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙 1-1 のとおり</p> <p>(2) 結果について 別紙概要のとおり</p>		

## 令和7年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 定例事案等の抽出について

### 1 談合情報処理に係る事案

- (1) 根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第六号、東京都入札監視委員会運営要領第七  
 (2) 対象事案 2(2)の期間に談合情報処理を行った事案  
 以上に該当する1事案を対象とする。(議案1)

### 2 定例事案

- (1) 根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二  
 (2) 対象事案 令和6年度の4月1日から6月30日までに契約した工事案件  
 (3) 事案抽出方針

ア 高額・高落札率事案

イ 1者入札事案

ウ 低入札価格調査事案

エ 同一事業者による長期継続受注事案

オ 社会的注目事案

### 3 定例事案の対象

上記2により、次の4事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	不調査再発注
2	同一事業者長期	警視庁	警視庁	05-99020	希望制 指名競 争入札	土木工事	道路標示塗装	溶融式道路標示塗装工事単価 契約(3)	令和6年4月10日	令和6年7月16日	非公表	-	-	38,298	38,898	-	13	10	10	アトムテクノス株式会社		
3	高額・高落札率 1者入札	水道局	水道局	06-00002	一般競 争入札	設備工事	電気工事	金町浄水場第1高度浄水施設 電気設備等改良工事	令和6年6月7日	令和9年3月19日	事後公表	1,514,084	1,408,098	1,485,000	1,485,946	98.07	4	4	1	メタウォーター株式会社		
4	1者入札 同一事業者長期	交通局	交通局	05-18064	希望制 指名競 争入札	土木工事	軌道	都電荒川線軌道保守その他工事 工事工種別単価請負工事(単価契約)	令和6年5月29日	令和7年3月31日	非公表	-	-	121,550	-	-	1	1	1	早川建設株式会社	○	
5	高額・高落札率 1者入札	下水道局	下水道局	05-53002	一般競 争入札	設備工事	消化槽機械設備工事	森ヶ崎水再生センター(東)汚泥 消化槽機械設備再構築工事	令和6年4月1日	令和9年12月2日	事後公表	5,933,642	5,468,958	5,808,000	5,846,291	97.88	1	1	1	三菱化工機株式会社		

## 東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所		令和7年7月1日(火) 都庁第一本庁舎南側33階 特別会議室S1				
委 員		東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫(部会長) 弁護士 木下 潮音 弁護士 松本 はるか 弁護士 森岡 誠 計4名(敬称略)				
※各委員はオンラインによる参加						
談合情報案件	項 目	工 事	物品・業務	件 数 計		
	談 合 情 報	0 件	1 件	1 件		
	うち検討結果疑義	0 件	0 件	0 件		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回 答			
	<議案1>					
	Q 談合情報を受領した後の手続の流れについては、第三者のアドバイスを受けるなど、中立性が担保されている体制を構築する必要があると思うが。		A 官製談合が疑われる情報があった場合は、財務局に情報を集約し、必要に応じて弁護士等の第三者にアドバイスを頂く手続に見直しをしている。また、警察等にも情報が届いた時点で速やかに情報提供をすることとしている。			
	Q 見直した手続は本件に適用されているのか。		A 本件は、手続の見直しを決定する前に発生したものであるため、適用していない。			
	委員会による報告又は意見の具申					
審議対象期間		令和6年4月1日～令和6年6月30日				
抽出案件計		4 件	(備考)			
一般競争	2 件					
	指名競争					
随意契約	0 件					
意見・質問		回 答				
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案2>(同一事業者長期継続受注事業) 溶融式道路標示塗装工事単価契約(3)[希望制指名競争入札]					

する回答等	<p>Q 同一事業者による長期受注となっているが、その理由をどのように分析しているか。</p>	<p>A 発注の範囲を方面ごとに決定しているため、その方面の近隣に事務所がある事業者が落札している傾向があると推測する。</p>
	<p>Q 競争性を働くために工夫をされていることはあるか。</p>	<p>A 結果として同一事業者による長期受注の状況が続いているが、競争性は十分に働いていると考えている。</p>
	意見：特に意見なし	
	<p>&lt;議案3&gt;（高額高落札率・1者入札事案） 金町浄水場第1高度浄水施設電気設備等改良工事[一般競争入札]</p>	
	<p>Q 設備等改良工事は、元施工が落札しているケースが多いと思うが、元施工にとって有利な要素は何かあるか。</p>	<p>A 今回の電気設備工事については、他のメーカーでも対応可能であり、元施工が著しく有利になる状況にはない。</p>
	<p>Q 希望申請をした4者はいずれも専門性の高い大企業であるが、それでもなお、配置技術者の確保が難しい等の理由で辞退となり、結果として1者入札となったことについてどのように考えているか。</p>	<p>A 配置技術者の確保は各事業者にとって大きな課題であるということは認識しており、特に工期が長くなるほど技術者の確保が難しくなると考えている。そのため、適切な工期の設定、発注の平準化に取り組んでいる。</p>
	意見：特に意見なし	
	<p>&lt;議案4&gt;（一者入札・同一事業者長期継続受注事案） 都電荒川線軌道保守その他工事工種別単価請負工事（単価契約）[希望制指名競争入札]</p>	
	<p>Q 本件を受注するに当たっては特殊な条件や技術的ハードルはあるか。</p>	<p>A バラストやレール、枕木などは高速電車、地下鉄と大きな違いはないが、道路に埋設されているため、路面電車が道路交通と共に用されている場所では、補修を行う際に道路工事も必要となり、その点は特殊性があると考える。</p>
	<p>Q 同一事業者による1者入札となっているが、他に受注ができる事業者はいないのか。</p>	<p>A 他に受注できる事業者もいると考えており、過去には希望申請もでている。</p>

Q 落札事業者の撤退等があると本件の業務が滞ってしまうことが想定されるが、どのように考えているか。	A いまのところ撤退するようなことはないと考えている。
Q 每年3者が参加をしているが、落札事業者が入札に参加した2者に下請けに出しているということないか。	A 落札事業者が2者に下請けに出しているという話は聞いていない。
Q 保線の安全性を考えると、東京都の中にも軌道保守工事を直営でできる体制があることが望ましいと考えるが。	A 政策連携団体に東京交通サービス株式会社があり、一時的な緊急対応には対応できる体制が整っている。
Q 当初の入札後、2回目の入札を実施する際に予定価格が下がっている理由なにか。	A 1回目の不調に伴い、年間工事の期間が短くなり、発注予定数量が減少したことが一番の要因である。
意見：特に意見なし	
<議案5>（高額高落札・1者入札事案） 森ヶ崎水再生センター(東)汚泥消化槽機械設備再構築工事 [一般競争入札]	
Q 本件は、規模や金額が非常に大きいが実質的に競争入札の形が取られておらず、随意契約のようにも見えるため、競争性の確保やその対策、契約方法についてどのように考えているか。	A 結果的に申込・入札ともに1者のみであったが、一般競争入札で広く入札参加者を募集しており、どこの会社が申し込みをしたかわからない状態で、競争があるという前提で札を入れているため、競争性は確保されていたと考える。
Q 元施工は入札参加しやすいということが推察できるが、分割して発注をするといった方法等により、入札参加しやすいような工夫はしているか。	A 当該施設の消化槽は4槽あるが、入札参加しやすいよう、分割をして2槽の発注としている。
Q 本件で分割した残りの2槽についても本件竣工後に発注を検討しているとのことだが、1者入札にならないような工夫は検討しているか。	A 本件についても一般競争入札で広く入札参加者を募集しており、設計の段階においても、受注可能な入札参加資格を持っている16者のうち、複数者から見積りを徴取していることからも、1者入札にならないよう対応ができていると考える。
Q 今回の工事は、他の水再生センターでもある工事なのか。	A 東京都では森ヶ崎水再生センターにしかない設備であるが、全国の自治体をみると一般的な下水道設備であるため、工事は毎年あると考えている。

	意見：特に意見なし
委員会による報告又は意見の具申	議案2から議案5までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されている。

## 東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和 7 年 11 月 17 日（月）	議 案 番 号	2
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和 7 年度東京都入札監視委員会第 1 回第二監視部会結果 (定例案件) について		
報 告 事 項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>(1) 対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙 2-1 のとおり</p> <p>(2) 結果について 別紙概要のとおり</p>		

## 令和7年度東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 定例事案の抽出について

### 1 定例事案

(1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二

(2)対象事案 令和6年度の7月1日から9月30日までに契約した工事案件

(3)事案抽出方針

ア 高額事案

イ 高落札率事案

ウ 1者入札事案

エ 低入札価格調査事案

オ 同一事業者による長期継続受注事案

カ 社会的注目事案

### 2 定例事案の対象

上記1により、次の4事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格 公表区分	予定価格 (千円) (税込)	最低制限価格 又は 調査基準価格 (千円) (税込)	当初 契約金額 (千円) (税込)	最終 契約金額 (千円) (税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一 者 中 止 再 発 注	不 調 査 発 注
1	一者入札案件	警視庁	警視庁	06-70347	希望制 指名競 争入札	設備工事	空調工事	警視庁目黒警察署5階道場空調設備新設工事	2024/08/01	2024/12/06	事前公表	4,820	4,328	4,405	-	91.40	9	5	1	株式会社Plumber Guy			
2	高額案件 高落札案件 一者入札案件	水道局	水道局	06-00056	一般競 争入札	土木工事	推進工事	三鷹市新川六丁目地先配水管(400mm)新設工事	2024/07/05	2027/06/18	事後公表	1,593,075	-	1,592,800	1,595,066	99.98	4	4	1	株式会社ホーブ	O		
3	高額案件 一者入札案件	交通局	交通局	06-10039	一般競 争入札	土木工事	石工事	浅草線西馬込駅外9駅ホーム床改修工事	2024/08/30	2028/02/29	事後公表	1,493,008	1,388,497	1,488,080	-	99.66	1	1	1	吉田石材工業株式会社			
4	一者入札案件 長期継続受注事案	下水道局	下水道局	06-03048	希望制 指名競 争入札	設備工事	汚泥脱水 設備工事	東部汚泥処理プラント機械濃縮設備補修工事	2024/09/30	2025/04/30	事後公表	252,813	230,109	249,700	-	98.76	2	5	1	メタウォーター株式会社			

### 3 談合情報処理に係る事案

(1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第六号、東京都入札監視委員会運営要領第七

(2)対象事案 1(2)の期間に談合情報処理を行った事案

以上に該当する2事案を対象とする。(議案5、6)

## 東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和7年8月27日（水） 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1		
委 員	(元) 日本大学総合科学研究所客員教授 有川 博（部会長） (元) 会計検査院官房審議官 飯塚 正史※ 公認会計士 片桐 春美※ 日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授 平田 京子 計4名（敬称略）		
	※印の委員はオンラインによる参加		
審議対象期間	令和6年7月1日～令和6年9月30日		
抽出案件計	4件		(備考)
一般競争	2件		
指名競争	2件		
随意契約	0件		
	意見・質問	回 答	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<議案1>（一者入札事案） 警視庁目黒警察署5階道場空調設備新設工事【希望制指名競争入札】		
	Q パッケージエアコン2台とその配管については、予定価格が高額だと考えるが、その積算となった特別な理由や事情があるのか。	A 設置のための工事費を含めて予定価格を積算している。通常の積算を行い算出した金額であり、特異なものはない。	
	Q 希望事業者9者について、4者を選定せず5者に絞った理由や選定基準は、どういうものなのか。	A 本件は、工事発注規模が少額の入札案件であったことから、東京都の物品買入等の入札における5者以上指名の選定基準に倣い、9者の希望者のうち、本件発注等級を優先し、発注等級であるD格付を有する6者の中から上位5者を選定した。	
	Q 最終的に1者による入札になった理由をどのように分析しているのか。その分析結果に基づいて、以後競争性を確保するために、何を改善すべきと考えているか。	A 希望申請時から開札日までの期間に他の工事を受注し、技術者の配置ができなくなった、あるいは応札に向けて積算した結果、予定価格を超過したために、辞退や不参に至ったと考えている。今後は、工事の発注時期の平準化や履行期限の適正に努めて発注をしていきたい。	
	Q 不参理由については聞いていないのか。辞退と不参の違いは何か。不参の場合、その後のフォローアップはしていないのか。	A 不参理由は聞いていない。辞退、不参ともに入札金額を入れなかつたという点で取扱は同じだが、辞退の場合は辞退のシステム登録及び辞退理由の入力をする。不参の場合はシステム登録をしておらず、何も意思表示をしていないという違いがある。不参の場合のフォローアップはしていない。	

	<p>Q 予定価格の中の工事費というのはいくらで、それはどうやって算出されているのか。起工時の予定価格はいくらなのか。</p>	<p>A 予定価格は、東京都財務局制定の工事の単価を用いて、積み上げて算出している。建築工事費として71万円、電気工事費として約79万円、機械工事費として290万円、合計で440万円と積算した。</p>
	<p>Q 本件工事費は高いように感じており、エアコン代というよりも人工代として計算している部分の金額が高いのかもしれないと考えているが、それは積算上どの部分になるのか。原材料等の直接経費は外し、人工代としていくら積算しているのかを知りたい。</p>	<p>A 本件の積算は、事業者からの見積を使用していない。機械に対して機械代と取り付け費用、配管に対して管代と取り付け費用という形で、材料と工費が一体となった単価を積み上げて計上している。工費だけ分離するには計算をし直す必要がある。後日、結果はお示しする。</p>
	<p>Q 東京都の積算基準は、事業者がある程度推定できる状況なのか。</p>	<p>A 東京都の場合、単価は公表していないが、積算基準を公表している。事業者の方で積算基準に沿って積算することは、一定程度可能である。</p>
	<p>Q 1者のみが入札に参加し、一回目の入札金額が、予定価格ではなく最低制限価格に近いという結果となっているが、それをどのように分析しているのか。</p>	<p>A 予定価格は事前に公表しており、それを基にしているかは不明だが、入札金額は事業者が積算した結果の金額と認識している。落札者は、他者が辞退・不参したという状況は知り得ない状況で入札金額を入れている。</p>
	<p>意見：本件契約手続では、希望業者非選定理由、不参・辞退理由の分析等、1者入札となった原因分析が不十分である。こうした状況について、フォローアップをしないで改善策を立てることは難しいので、予定価格の妥当性の検証と合わせて、競争性を確保できる体制をつくるための検証を行う必要がある。</p>	
	<p>&lt;議案2&gt; (高額・高落札率・一者入札事案) 三鷹市新川六丁目地先配水本管（400mm） 新設工事 [一般競争入札]</p>	
	<p>Q 本件は予定価格が高い案件のため、1者入札になった場合、入札は無効になるのではないか。</p>	<p>A 入札契約制度改革のときに、希望が1者だった場合、その契約案件を中止する取組みを一時的にしていたが、現在は1者入札の場合の中止は行っていない。</p>
	<p>Q 本件の事業者は1者のみであるが、総合評価の技術点は高い方なのか。</p>	<p>A 技術点は30点満点で、本件の事業者は20点であり、特別に低い点数とは認識していない。</p>

	<p>Q 近隣住民等からの騒音・振動に関する苦情のために工事の契約変更が2回行われ、工事の全部中止にかかる増加費用の計上をしているが、中止している期間の分、工期は伸びていないようである。工数自体は変わらないのに、なぜこの中止で契約金額が増加するのか。工事中止中は、契約者は何をしているのか。</p>	<p>A 工期の日数は変わらないが、完成時期（終期）を延伸している。中止経費は、工事中止期間中の維持管理費用や、工期延伸に伴う会社経費等の増加費用分である。 中止期間中、受注者は現場の点検等の保全業務を行っている。</p>
	<p>Q 工期延長に係る費用と、手待ちの費用を両方負担しなければならないのか。 今回の中止経費以外に、今後工期延伸に伴う経費を支払うことになるのか。</p>	<p>A 今回の中止経費は、工期延伸分及び中止期間中の維持管理費であり、今後、これ以上の中止経費を支払うことはない。</p>
	<p>Q 辞退理由を「技術的に履行が困難な案件のため」としている会社について、具体的な内容をヒアリングしているか。</p>	<p>A 特にヒアリングはしていない。</p>
	<p>Q 1者入札の状況について、どのように分析しているのか。</p>	<p>A 辞退理由は、別の同種の工事を契約したことや、配置予定技術者の配置が困難ということであり、他の案件の辞退理由と共に通している。技術的に履行が困難な部分については、不調対策の一環の中で水道局として検討していきたい。また、水道局側の積算と事業者側の積算のギャップがあって落札できないというケースもあるので、辞退理由を分析し、競争性の確保及び不調の回避につながるような検討をしていきたい。</p>
	<p>Q 1回目の入札の段階で、99.9%という高い落札率だが、どのように分析しているか。</p>	<p>A 本件工事は水道局の配水管工事積算基準や各工法の協会等の基準を使って積算しており、それらの基準は公表されているため、事業者でもかなり正確に積算ができる状況である。</p>
	<p>意見：1者入札と、高落札率となった理由について、より詳細な原因分析が必要である。とりわけ1者入札の分析については、辞退理由のさらなる調査が必要である。</p>	
	<p>&lt;議案3&gt;（高額・一者入札事案） 浅草線西馬込駅外9駅ホーム床改修工事 [一般競争入札]</p>	

	<p>Q 工事内容は車両との段差縮小と、隙間縮小、ブロック改修工事ということだが、算定している予定価格が14億円台と高額となるのはなぜか。工事内容がそれほど高額になるものなのか。</p>	<p>A 工事内容は、ホームの先端のかさ上げであり、車両の出入口との段差を解消し平たんな形になるまでホームの先端を上げた。あわせて、ホームの先端に、車両とホームの隙間を小さくするためのゴムを設置した。上りと下りがあるので、ホームは一駅に2本あり、ホームの始点から終点までの施工をした。施行条件としては夜間、基本的には終電から始発の間に工事を行った。</p>
	<p>Q 高齢者、車椅子、ベビーカー等には、昔から配慮が必要だったと考えるが、当初のホームの設置の工事の中で、なぜそれらを考慮しなかったのか。</p>	<p>A 浅草線は、開業後、約60年経過している。その間、ホームと車両の隙間と段差の基準が変わり、最新の基準に合わせるために、今回のホーム改修工事を行った。</p>
	<p>Q 本件落札者は令和3年度から5年度まで実績があるようだが、浅草線のホームの同じような床の改修工事で、本件落札者以外が工事をやった駅はあるのか。</p>	<p>A 構造補強が必要のない工事は、本件落札者が浅草線全体を施工した。構造補強が必要なものについては、他事業者が行っている。なお、過去同様の工事では複数の希望があるため、他業者でも対応できると認識している。</p>
	<p>Q 令和4年度の三田線の同様の床の改修工事と比べ、本件工事はかなり値上がりしているように感じるが、なぜか。</p>	<p>A 材料単価や労務単価について、ここ数年、上昇傾向であり、金額が上昇している。施工内容については、基本的には浅草線も三田線も変わらないが、三田線の方は部分的な改良やかさ上げである。この辺りの事情から金額が高くなつたと認識している。</p>
	<p>Q 構造補強が必要なものができる業者は本件のような工事も履行可能なようだが、手を挙げてこないのは、なぜか。</p>	<p>A 過去同様の工事で3者希望があつた件もあるためできる事業者は複数いると認識している。ただ、ホームの床改修は特殊な工事であり、鉄道の運行に支障を来さないようにするとともに、深夜の限られた時間内で迅速かつ安全に施工する必要があるため、どうしても経験のある事業者が手を挙げやすい部分はある。駅の工事という特殊性は解消しがたいが、交通局として何か改善しないといけないという問題意識を持ちながら、工事発注をしている。</p>
	意見：特に意見なし。	

	<p>&lt;議案4&gt; (一者入札・同一事業者長期継続受注事案) 東部汚泥処理プラント機械濃縮設備補修工事 [希望制指名競争入札]</p>			
	<p>Q 元施工でないと対応できないといった特殊な設計は含まれていないか。</p>	<p>A 単純な構造で特殊なものではなく、元施工でなくても対応できる。</p>		
	<p>Q 汚泥処理プラントの補修工事は、毎年必要なものなのか。</p>	<p>A 同じタイプの濃縮機が、東部汚泥処理プラントには全部で7台設置されている。7台のうち2台もしくは3台ずつを、大体3年に1回程度のペースで順次補修をかけている。</p>		
	<p>Q 見積取得先からも広く入札参加できるような対応策を考えているのか。</p>	<p>A 仕様書や図面をわかりやすくすると共に、発注時期の平準化により入札に参加しやすくなるよう一層努力する。</p>		
	<p>Q 2年連続で、希望した後、技術的に履行が困難という理由で辞退している事業者がいるが、ヒアリング等をせず、その理由をそのまま受け取っているのはなぜか。</p>	<p>A 技術的に会社としてできないというよりは、高い技術力のある技術者を配置するのが難しいという事情と認識しており、やむを得ないものと考えている。</p>		
	<p>意見：競争環境の確保のための分析や、それを踏まえた改善に取り組んでいただきたい。</p>			
委員会による報告又は意見の具申	<p>議案1から議案4までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。</p>			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	2件	0件	2件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答		
	<議案5>			
	<p>Q 談合情報検討委員会開催後、関係機関にはどのようなアクションをしたのか。</p>	<p>A 契約確定の日に、公正取引委員会と警視庁に電話と文書で報告をした。</p>		
	<議案6>			

	<p>Q 誓約書の取得先が1者のみであるのはなぜか。</p>	<p>A 今回の案件は1者に対する情報提供であったため、1者から誓約書を取得している。</p>
	<p>Q 然るべき機関に適切な情報提供をしていただきたい。</p>	<p>A 談合情報を受けた際は、最初に検査機関に情報提供している。また、調査が全て終わった後にも情報提供している。</p>
委員会による報告又は意見の具申	<p>議案5及び議案6について、談合情報処理は規定のルールどおりに行われており、特に意見はない。</p>	

## 東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和 7 年 11 月 17 日（月）	議 案 番 号	3
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和 7 年度東京都入札監視委員会第 1 回第一監視部会結果 (談合情報処理案件) について		
報 告 事 項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>(1) 結果について 議案 1 別紙概要のとおり</p>		

## 東京都入札監視委員会（議案）

開 催 日	令和 7 年 11 月 17 日（月）	議 案 番 号	4
所 管 部 署	財務局経理部総務課		
議 案	令和 7 年度東京都入札監視委員会第 1 回第二監視部会結果 (談合情報処理案件) について		
報 告 事 項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>(1) 結果について 議案 2 別紙概要のとおり</p>		